

独占禁止法研究会 座長  
岸井 大太郎 様

平成 29 年 3 月 1 日  
独占禁止法研究会 会員  
黒木 麻実  
(公益社団法人全国消費生活相談員協会  
関西支部副支部長)

## 意見書

本日の独占禁止法研究会第 14 回会合で検討される論点について、意見書を提出させていただきます。

昨年 11 月 25 日の第 10 回会合に提出した意見書でも述べましたが、独占禁止法の第 1 条では、「一般消費者の利益を確保する」ことを掲げており、公正取引委員会が、この法律を厳正に執行することが広く一般消費者の利益を増進させ、消費者の権利の確保につながることは言うまでもありません。行政が調査を行う際に、調査を受ける事業者に対して適正な手続を保障することは重要ですが、事業者に対する権利を強化することにより、調査による実態解明に支障が生じるようなことになれば、本末転倒です。そもそも事業者が違反行為をしなければよいのではないかと、違反しながら防御権やら秘匿特権などの権利の主張をされることに一般消費者は違和感を覚えるのではないかと考えます。

独占禁止法違反行為により被害を受ける一般消費者の立場からは、公正取引委員会は、これらの違反行為者に対して、引き続き厳正な処分を行うことが必要と考えています。そのために、本日の論点について以下のことを述べます。

### 1 弁護士・依頼者間秘匿特権

前回の会合で日本経済団体連合会から説明があったとおり、仮に、弁護士・依頼者間秘匿特権を認めることにより、違反行為の発見及び課徴金減免申請が促進・徹底されるのであれば、それはよいことのように聞こえます。しかし、公正取引委員会に対して事業者が何かを「秘匿」することの方が、なぜ、「違反の発見」が「促進・徹底される」ことになるのか、正直に申しまして納得ができません。

事業者は「秘匿特権」を認めなければ安心して弁護士に相談できないといいますが、なぜ「秘匿特権」が認められなければ安心して弁護士に相談できないのか、理解に苦しみます。「秘匿特権」の有無に関わらず、事業者には、違反

を発見し、しかるべき当局に報告し、是正していく社会的な責任があるはずだからです。弁護士に相談さえすれば、課徴金減免申請を通じて公正取引委員会に報告をしなくとも、違反に関する社内調査の結果などを隠せるのだとすれば、公正取引委員会の調査を困難にさせ、実態解明を損なう危険性のあるものであり、それは消費者の立場からは納得できるものではありません。

消費者の立場からは、公正取引委員会が厳格な調査を実施し、違反行為を効率的に明らかにして、違反行為者を厳正に処分してくれなければ、安心できません。事業者は社会的な責任を全うするのが先であり、「秘匿特権」なるものを仮に認めるとしても、公正取引委員会による実態解明機能を損なわず、本当に違反行為の発見や課徴金減免申請を促進・徹底させる範囲においてのみ考慮すべきと考えます。

## 2 供述聴取手続における防御権

供述聴取手続における弁護士の立会いや録音・録画などは、我が国の行政処分にかかる手続において認められていない現状（報告書（案）別紙35）の下で、実態解明を損なう危険性があるにもかかわらず、独占禁止法に係る手続において認める場合には、消費者の我々にも納得のできる理由が必要と考えます。前回事務局から説明があったとおり、現時点で供述聴取についての苦情の数が極めて少なく、また、問題とされる事例がなかったのであれば、現時点ではこれらを認める必要性はないと考えます。

以 上